

名張市一般介護予防事業業務委託 仕様書

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が継続できることを目的として実施する名張市一般介護予防事業（以下「本事業」という。）について、多様化する高齢者世代のニーズを踏まえ、効果的かつ魅力的な介護予防を実施する。

1 事業内容

本事業において実施する内容は、次に掲げる項目に区分されるものとし、介護予防に効果があると考えられ、介護予防への動機付けとなるもの。また、楽しみをもって取り組める内容とすること。

- ア 運動器機能向上
- イ 認知症予防
- ウ 口腔機能向上
- エ 低栄養改善
- オ 閉じこもり予防
- カ その他

2 従事者

医師、歯科医師、歯科衛生士、介護支援専門員、栄養士、理学療法士、作業療法士、看護職員、介護福祉士、健康運動指導士、運動指導員又はこれに準ずる者等のうち事業実施に適すると認めたものを必要数確保すること。

3 実施内容等

- (1) 実施回数の上限は、8回（1か月に2回を4か月で実施）とする。
- (2) 1回の実施時間は最低 60 分とする。
- (3) 1回あたりの参加人数は、最低15人以上とする。ただし、受託者が募集に努めたにもかかわらず、応募が上記の人数に満たなかった場合で名張市がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。
- (4) 実施方法は、単一区分または複合区分（例えば、運動器機能向上と認知症予防）形式で実施する。ただし、高齢者が参加しやすい方法で実施すること。
- (5) 事業の実施に当たっては、初回に体力測定や認知機能、社会参加頻度等に関する名張市指定の項目で参加者への事前アセスメントを行い、個別目標を決定するとともに、オリエンテーションを実施すること。その際、介護予防への動機付け及び実施内容の意図が理解できるよう丁寧に説明を行うこと。

また、最終回に、参加者へ事後のアセスメントにおける目標の達成度等の説明を行うとともに、自宅での継続的な介護予防への取組や自発的な介護予防活動機

会の創出、地域の介護予防に関する取組への参加等について、情報提供や指導等の支援を行うこと。

なお、名張市指定の項目は、握力・開眼片足立・5m歩行・認知機能テスト・社会参加頻度・BMI・体組成計等とし、契約締結時に協議を行い決定する。

(6) 受託者は、事業終了後、事前のアセスメント、事後のアセスメント及び利用者の参加状況、課題等について名張市に報告すること。

(7) 可能な限り交通弱者に配慮し、必要に応じ送迎を実施すること。

(8) 本事業の事業名は自由とする。ただし、介護予防を連想できる適切な事業名とすること。

4 実施場所等

実施場所及び事業の対象者は、次のとおりとし、提案実施地域の地区において、受託者自らが提案内容に適した場所を確保すること。

また、事業の対象者について、基本的には各実施地域に居住する高齢者であることを踏まえ、参加手段やバリアフリー設備等について配慮すること。合わせて、必要物品も受託者にて準備すること。

実施地域	対象者 (R7.4.1)	地区
圏域1	5,651人	名張、希央台、鴻之台、蔵持、川西・梅が丘
圏域2	6,523人	薦原、美旗、比奈知、富貴ヶ丘、すずらん台
圏域3	5,397人	錦生、赤目、箕曲、青蓮寺・百合が丘
圏域4	4,037人	国津、つつじが丘、春日丘
圏域5	4,636人	桔梗が丘

5 募集及び受付等

(1) 実施事業の利用者（以下「利用者」という。）の募集は、受託者が行う。事業実施に当たり、受託者の創意工夫により広く周知に努め、基本的には各実施地域の対象者から利用者を募ること。

(2) 印刷物等の広報活動による利用者の募集及び本事業の周知を図る場合は、名張市の受託事業と分かるよう明記すること。

(3) 利用者の受付及び手続は、受託者が定める方法で受託者が行うこと。また、利用者への連絡通知等も同様とする。

(4) 利用者の募集について、定期的若しくはその都度の募集又は地域との連携による募集を行い、社会活動への参加が積極的でない高齢者の集客に努めること。

6 事業利用料

利用料は無料とし、本事業に係る費用は全て委託契約代金から支出すること。ただし、本事業に要する食材料費及び調理費相当分等について、事前協議の上、名張市が認めた場合は、利用料として利用者に負担を求めることができるものとする。

7 安全管理等

(1) 事業実施にあたり必要な傷害保険等に必ず加入すること。また、運動器機能向上の事業を実施する場合又は身体に負荷をかける事業を実施する場合は、必要に応じて自動体外式除細動器(AED)を設置する。

(2) 利用者の身体状態について常時配慮し、適切な実施に努め、安全管理を徹底すること。

(3) 感染症防止対策及び熱中症対策等の各種衛生管理に関する対策について、国又は県の方針等に基づき適切に講じること。

(4) 受託者は、実施日の開始1時間30分前の時点で気象警報(大雨、洪水、暴風、大雪等)が発令された場合、又は本事業終了までに気象警報発令が予想されている場合は、事業を原則中止とし、参加者全員に速やかに中止の連絡を行うこと。

また、中止日の振替実施の可否について名張市に報告のうえ、参加者にも連絡すること。

事業実施中に気象警報が発令された場合は即時中止すること。なお、この場合は1回実施したものとみなし、委託料を支払うものとする。

8 事故発生時の対応

受託者は、事業実施中に事故が発生した場合は、以下の必要な措置を速やかに講じること。

(1) 参加者に緊急を要する事態・事故等が発生した場合の迅速かつ適正な対処、及び名張市・参加者家族等への報告。

(2) 事故の状況及び事故に際して行った処置の記録及び報告

(3) 賠償すべき事故が発生した場合の損害賠償

9 記録の作成及び報告

事業実施にあたり、次に掲げる書類を整備し、参加者の把握及び業務状況の記録を行い、事業実施後速やかに名張市へ報告すること。

(1) 事業計画書(様式第21号)

(2) 実績報告書(様式第22号)

(3) 参加者名簿(様式第23号)

(4) アセスメント及び分析結果(任意様式)

10 委託料の支払い

(1) 委託料は次のものを含むものとする。

・人件費、教材費、医薬材料費、消耗品費、印刷費、傷害保険料、事業実施に伴う諸経費、事業の効果・分析等を行い、レポートに要する経費 等

(2) 委託料は全ての事業終了後に支払うものとし、受託者は、名張市が実績報告書を受領したときは、名張市に対して業務委託料の支払いを請求することができる。

(3) 名張市は、前項に規定する請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内に業務委託料を支払うものとする。

11 個人情報保護とセキュリティ対策

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び名張市個人情報保護法施行条例（令和4年名張市条例第16号）並びに別添「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守する。個人情報の取扱いには慎重を期し、業務に関する事項及び業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後においても同様とする。

12 その他

(1) 感染症の状況における契約内容及び委託金額の変更、並びにその他業務執行に必要な事項については、名張市と受託者の双方において協議を行い決定するものとする。

(2) 利用者の意見を反映させ、事業の質的向上に努めること。

(3) この仕様書に定めのない事項及び仕様書に疑義が生じたときは、必要に応じて名張市と受託者とが協議のうえ決定する。

個人情報の取扱いに関する特記事項

(趣旨)

第1条 この個人情報の取扱いに関する特記事項（以下「特記事項」という。）は、契約約款の特記事項として、本市の個人情報を取り扱う業務（以下「個人情報取扱業務」という。）の契約に関する個人情報の取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この特記事項における用語の意義は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）及び名張市情報セキュリティに関する規程（令和4年名張市規程第4号）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 委託業務 この契約による業務をいう。

(2) 個人情報保護責任者 委託業務による個人情報の取扱いの責任者をいう。

(3) 作業従事者 委託業務に従事する者をいう。

(基本的事項)

第3条 この契約により発注者から業務を受託し、個人情報を取り扱う者（以下「受注者」という。）は、法、番号法、名張市個人情報保護法施行条例（令和4年条例第16号。以下「条例」という。）、その他関係法令及び名張市セキュリティポリシーを遵守し、委託業務を通じて知り得た個人情報の保護の重要性を認識し、発注者の業務に支障が生じることがないように、委託業務を履行するために必要な個人情報を適切に取り扱わなければならない。

2 受注者は、委託業務に関して知り得た個人情報を発注者の承諾なしに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 受注者は、個人情報の漏えい、滅失、毀損、紛失、改ざん又は盗難の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(個人情報の適正処理等)

第4条 受注者は、委託業務を履行するために利用する個人情報について、次の各号の定めるところにより、適正に処理及び管理を行わなければならない。

(1) 個人情報の受渡しは、発注者が指定した手段、日時及び場所で行うものとし、受注者が個人情報の引渡しを受けた場合は、発注者に受領書を提出すること。

(2) 個人情報の保管場所には、安全かつ厳重に格納できるよう必要な措置を講ずること。

(3) 委託業務の処理に関連する施設については、入退室管理の措置を講ずるとともに、個人情報の管理に関し安全を確保するための措置を講ずること。

(4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、責任者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。

(責任体制の整備等)

第5条 受注者は、この契約による個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、そ

の体制を維持しなければならない。

2 受注者は、個人情報保護責任者及び作業従事者を定め、書面により契約から7日以内に発注者に報告しなければならない。

3 受注者は、前項の個人情報保護責任者及び作業従事者を変更する場合は、あらかじめ発注者に報告しなければならない。

(監督及び教育の実施)

第6条 受注者は、委託業務の適切な履行について、個人情報保護責任者及び作業従事者を管理・監督しなければならない。

2 受注者は、個人情報保護責任者及び作業従事者に対して、在職中及び退職後において、委託業務に関して知ることができた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと、法及び番号法に定める罰則規定並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項、その他委託業務の適切な履行に必要な事項について、研修等の教育を実施しなければならない。

(作業場所等の特定)

第7条 受注者は、この契約による個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）とその移送方法を定め、書面により発注者に報告しなければならない。作業場所及び移送方法を変更するときも同様とする。

2 受注者は、発注者の業務所内に作業場所を設置する場合は、個人情報保護責任者及び作業従事者に対して、身分証明書を常時携帯させ、名札等を着用させて業務に従事させなければならない。

3 受注者は、個人情報保護責任者及び作業従事者に対し、作業場所に私物を持ち込み、個人情報を扱う作業を行わせてはならない。

(収集の制限)

第8条 受注者は、委託業務を履行するに当たって個人情報を収集するときは、その目的を明確にするとともに、委託業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 受注者は、委託業務を履行するために個人情報を収集するときは、発注者が指示した場合を除き、本人から収集しなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第9条 受注者は、委託業務に関して知り得た個人情報を、発注者の書面による事前の承諾を得ることなく、委託業務を履行する目的以外の目的で利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第10条 受注者は、委託業務に関する一切の個人情報を、発注者の指示又は承諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

(持出しの禁止等)

第11条 受注者は、発注者が指示した場合を除き、個人情報を所定の作業場所以外に持ち出してはならない。

(再委託の禁止)

第12条 受注者は、委託業務に関して個人情報を自ら取り扱うものとし、発注者が承諾した場合を除

き、第三者に取り扱わせてはならない。また、発注者の承諾を得て、受注者が個人情報を取り扱う業務を再委託する場合には、再委託の受注者は、本特記事項に基づき必要な措置を講ずるものとし、再々委託を行う場合以降も同様とする。

2 受注者は、個人情報を取り扱う業務を再委託する場合又は再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を発注者に提出して前項の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託する業務の内容
- (2) 再委託先
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託先に求める個人情報保護措置の内容
- (6) 前号の個人情報保護措置の内容を遵守し、個人情報を適切に取り扱うという再委託先の誓約
- (7) 再委託先の監督方法
- (8) その他発注者が必要と認める事項

3 受注者は、個人情報を取り扱う業務の再委託を行ったときは遅滞なく再委託先における次の事項を記載した書面を発注者に提出しなければならない。

- (1) 再委託する業務の内容
- (2) 再委託先
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託先の責任体制等
- (5) 再委託先の個人情報の保護に関する事項の内容及び監督方法
- (6) その他発注者が必要と認める事項

4 受注者は、前項の内容を変更する場合は、事前に書面により発注者に報告しなければならない。

5 受注者は、個人情報を取り扱う業務の再委託を行った場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と再委託先との契約内容にかかわらず、発注者に対して、再委託先による個人情報の処理及びその結果について責任を負うものとする。

6 受注者は、再委託を行った場合、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を発注者に適宜報告しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第13条 受注者は、委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本特記事項に定める一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者による個人情報の処理に関する結果について責任を負うものとする。

(個人情報の返還、廃棄又は消去)

第14条 受注者は、委託業務を履行するために発注者から引き渡され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報について、業務完了後、発注者の指示に基づいて個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 受注者は、前項の個人情報を廃棄する場合、その記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判

読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

3 受注者は、個人情報情報を廃棄又は消去したときは、廃棄又は消去を行った日、個人情報保護責任者名及び廃棄又は消去の内容を記録し、書面により発注者に報告しなければならない。

4 受注者は、廃棄又は消去に際し、発注者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

(点検の実施)

第15条 受注者は、発注者から委託業務に関する個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに発注者に報告しなければならない。

(検査及び立入調査)

第16条 発注者は、委託業務に関する個人情報の取扱いについて、本特記事項に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者及び再委託先等に対して検査を行うことができる。

2 発注者は、前項の目的を達するため、作業場所を立入調査することができるものとし、受注者に対して必要な情報を求め、又は委託業務の執行に関して必要な指示をすることができる。

3 受注者は、発注者から前2項の指示があったときは、速やかに、これに従わなければならない。

(事故発生時の対応)

第17条 受注者は、委託業務に関する個人情報について、火災その他の災害、漏えい、滅失、毀損、紛失、改ざん、盗難、破壊、不正な利用その他の事故が発生したとき、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに、発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

2 受注者は、前項の場合において、次の各号に定める事項を行わなければならない。

(1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じること。

(2) 発注者の求めに応じて、当該事故の原因を分析すること。

(3) 発注者の求めに応じて、当該事故の再発防止策を策定し、実施すること。

(4) 発注者の求めに応じて、当該事故の経緯等の記録を書面で提出すること。

3 受注者は、第1項の場合に備え、同項及び前項に定める報告等必要な事項を速やかに行うことができるよう、緊急時連絡体制を整備しなければならない。

4 受注者は、発注者と協議のうえ、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

第18条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、受注者に対してこの契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(1) 委託業務を履行するために受注者、再委託先又は再々委託先が取り扱う重要情報について、受注者、再委託先又は再々委託先の責に帰すべき理由による漏えい、滅失、毀損、紛失又は改ざんがあったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、特記事項に違反し、委託業務の目的を達成することができないと認められるとき。